解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日長崎県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

長崎市桜町二番二二号長崎市役所内
長崎市土地開発公社
清算人　松本　紘明

配当公告

札幌市中央区大通西一八丁目二番地七アジエステート大通西プラザ
破産者　株式会社オービック

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十四年（フ）第二二五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金四一、二七八、五五七円

一、配当をすることができる金額
金一〇、九三三、四四一円

平成二十五年四月二十三日

札幌市中央区南一条西一一丁目三二七番地
一条ビル二階　破産管財人　朝倉　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市日吉町二丁目一二番地四、最後の住所山形県酒田市日吉町二丁目五番二三号
被相続人　亡　新井野そ㐂を

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

山形県酒田市日吉町二丁目五番八号
相続財産管理人　佐藤　完司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市若竹町二丁目一二番、最後の住所山形県酒田市若竹町二丁目一二番三五号
被相続人　亡　佐藤　繁喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号
相続財産管理人　新井野裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市内郷高坂町一丁目一一三番地、最後の住所福島県いわき市平上平窪字原田一三番地の一特別養護老人ホーム幸寿苑内
被相続人　亡　山本里四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

福島県いわき市平字新田前六番地二　菅田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菅原　睦月

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺三一二番地、最後の住所栃木県宇都宮市岩曽町一三七八番地九四　第二岩曽ハイツ一〇一号室
被相続人　亡　阿部　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

栃木県宇都宮市大通り五丁目二番八号　アサノ大通り第一ビル五〇一号室　五味淵法律事務所
相続財産管理人　弁護士　五味淵郁章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市稲荷町九番地、最後の住所群馬県高崎市稲荷町九番地二
被相続人　亡　芳野　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

群馬県前橋市表町二丁目一三番一〇号　東亜ビル二階
相続財産管理人　弁護士　高山　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市富岡一〇六五番地、最後の住所群馬県高崎市栄町一三番一五号
被相続人　亡　大須賀　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地　三KYビル二〇一
相続財産管理人　堀口　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県勢多郡北橘村大字分郷八崎二七番地、最後の住所不明
被相続人　亡　宮内　盛茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

群馬県前橋市櫛島町六三番地一
相続財産管理人　弁護士　宮下　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜新町一丁目三五番、最後の住所東京都練馬区豊玉南三丁目二七番一八―五〇八号
被相続人　亡　中村　豪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

事務所東京都中央区八丁堀四丁目九番四号　東京STビル四階響法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金　建龍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区桜丘町一〇三番地、最後の住所神奈川県鎌倉市西鎌倉四丁目一六番一〇号
被相続人　亡　谷口　嘉平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

東京都千代田区内神田三丁目一四番八号　ニシザワビル六階
相続財産管理人　弁護士　石川　禮子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市陽東五丁目四二一二番地一三、最後の住所栃木県芳賀郡芳賀町大字西高橋一三八二番地三
被相続人　亡　岡田　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十三日

東京都国立市西一丁目二番地の一五、事務所東京都八王子市明神町一丁目二五番一一号マンションフロールI二〇一号
相続財産管理人　司法書士　羽野　利也

平成24年度決算公告

平成25年3月29日

ケイマン諸島グランドケイマン、ジョージ・タウン、ピーオーボックス309、サウス・チャーチ・ストリート、アグランド・ハウス

トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッド

日本における代表者　且田　恭一

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	119,952	流動負債	79,632
固定資産	925	固定負債	13,384
		株主資本	27,488
		資本金	1,767
		剰余金	48,824
		剰余利益	△23,102
		（うち当期純損失）	(22,860)
		評価・換算差額等	372
資産合計	120,878	負債・純資産合計	120,878